

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】糖尿病治療薬でのダイエットに対し日本医師会が警鐘を鳴らしていますが、なぜでしょうか？
(32歳、女性)

糖尿病薬でのダイエット

【回答】日本医師会は「ダイエット目的での糖尿病治療薬（GLP-1受容体作動薬）の使用は、適応外処方であり禁止すべき」との見解を表明しました。

少し専門的になりますが、食事を取ると、小腸から血糖を下げるインスリンの分泌を促すホルモンの一つがGLP-1です。インスリンの分泌が不足している2型糖尿病患者にGLP-1受容体作動薬を投与するこ



療（医療保険が適用されない診療）で薬を購入するケースが増えています。

適応外処方でも不足に

とで、インスリンの分泌が促進され血糖が下がります。それとともに胃と脳に作用し食欲を抑え、体重を減らすことも可能です。

しかし最近では、この薬のダイエット効果が広まり、ダイエット目的の人が医療機関から自由診

滞ってきた実態が判明しました。そこで日本医師会は記者会見で社会に警鐘を鳴らした次第です。糖尿病治療薬をダイエット目的で処方することは、保険診療においては法律違反となります。しかし自由診療で使用することは「想定外」であ

患者の治療に影響も

る上、法的に自由診療を禁じたり、薬問屋がそのような医療機関に薬を卸すことを禁じたりすることとはできず、対応に苦慮するところでは

薬剤不足だけが問題ではありません。この薬の副作用には、低血糖発作、下痢、便秘、吐き気・嘔

吐（おうと）などの胃腸症状がみられます。また、最近の外国の報告では膵炎（すいえん）のリスクについても報告がなされています。仮に副作用で重篤な健康被害が生じても、目的外使用で起きた副作用の場合は医薬品副作用被害救済制度の対象外となります。

この薬は医療機関でしか購入することができません。ですが「自己責任の上で自由診療を行う」として同意を取った上で、ダイエットを行いたい人の希望で適応外処方を行っている医療機関もあります。医師会としては医師が「医療機関」の名の下に適応外処方の自由診療を行うことは大変遺憾であり、たとえ法に触れなくとも行っていない医療行為と考

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。